

農地法第4条許可申請書の添付書類

○農地法第4条 農地の所有者自らが農地を農地以外のものにする場合

	添付書類	備 考	部数	チェック
1	土地登記簿謄本		2部	
2	法人登記簿謄本	申請者が法人の場合	2部	
3	定款または寄附行為の写し	申請者が法人の場合、原本証明が必要	2部	
4	公図の写し	申請土地をマーカー等で囲う	2部	
5	土地の位置図	申請土地をマーカー等で囲う	2部	
6	土地改良区の意見書	申請地が洛西土地改良区の区域内にある場合	2部	
7	隣接農地の同意書		2部	
8	資金証明書	経費を伴う場合、預金残高証明又は融資証明書等	2部	
9	地上権、永小作権、質権、又は賃貸借権に基づく耕作者の同意書	転用候補地に地上権、永小作権、質権、又は賃貸借権に基づく耕作者がいる場合、その者の同意書	2部	
10	小作に関する合意解約書		2部	
11	仮登記・根抵当権の抹消承諾書	仮登記・抵当権が設定されている場合	2部	
12	転用計画図（建物配置図等）		2部	
13	平面図等（建物構造図等）	勾配、建物・擁壁の高さ、大きさ	2部	
14	開発許可書の写し	都市計画法第29条に該当の場合	2部	
15	向日市まちづくり条例締結書写し	向日市まちづくり条例第36条に該当の場合	2部	
16	委任状	代理人が申請する場合	2部	

※その他、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があります。

※添付書類は2部（1部は原本、1部は写し）

【注意事項】

- ◎ 届出時に添付書類等が整っていないと受付できません。
- ◎ 登記簿謄本等公的証明については、提出日以前3か月以内に交付を受けたものを添付してください。
- ◎ 登記簿謄本に記載されている住所・氏名と、申請人の現住所・氏名が異なる場合は、住民票戸籍の附票等が必要です。
- ◎ 共有の場合は、持分を明記の上、すべての共有者について記入してください。

問い合わせ先

向日市農業委員会事務局

電話 075-874-2485（直通）

075-931-1111（代表）